

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～  
（中央教育審議会初等中等教育分科会 中間まとめ）【案】抜粋

中央教育審議会初等中等教育分科会  
（第 128 回）配布資料  
令和 2 年 9 月 28 日（月）

第 I 部 総論

3. 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

（1）子供の学び

- 我が国ではこれまでも、学習指導要領において、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきた。
- 子供たちの多様化が一層進む中で、全ての子供たちに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させるためには、ICT も活用して教師の負担を抑えつつ、専門性の高い教師がより支援が必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどにより効果的な指導を実現し、子供たち一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うとともに、子供たちに自ら学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成すること、つまり「指導の個別化」が必要である。
- また、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師が個々の子供に応じた学習活動を提供することで、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供たちの興味・関心等に応じ、ICT も活用し、自ら学習を調整するなどしながら、その子供ならではの課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す「学習の個性化」も重要である。
- 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」と考えられる。
- これからの学校においては「個別最適な学び」を進めるため、児童生徒の実態に応じて、学びに向かう力等の一層の育成を図りつつ、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、教師が、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を ICT の活用により蓄積・分析・利活用しつつ、児童生徒の興味・関心や悩みなどを丁寧に見取り、個々の状況を踏まえて指導することや、児童生徒が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を最適化することができるよう促していくことが期待される。
- なお、「指導の個別化」による基礎的・基本的な知識・技能等の修得が終わってからでないと、「学習の個性化」が行えないというものではない。各学校段階や発達の段階に

応じて、教師の関わりの中で学習者が自ら学習の調整を図る度合を高めていきながら、教科等の特質に応じて「指導の個別化」と「学習の個性化」を適切に組み合わせ、多様な子供たちを誰一人取り残さず、全ての子供たちに必要な資質・能力を育成し、その個性を生かしていくことが重要である。

- また、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働して主体的に実社会に関わる課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動などを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」も重要である。その際、「協働的な学び」においては、集団の学習効率化に重きを置きすぎるおそれもあるが、むしろ集団の中で児童生徒一人一人のよい点や可能性をいかに生かしていくかを考えていくことが大切である。
- 「協働的な学び」は、同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供たちとの学び合いなども含むものである。ICTの活用により空間的・時間的制約を緩和することができるようになることから、「協働的な学び」もまた発展させることができるようになる。同時に、同じ空間で時間をともにすることで感覚を働かせながらお互いに刺激し合うことの重要性も改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していくうえで不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での多様な体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society 5.0 時代にこそ一層高まるものである。
- 個別最適な学びの充実に当たっては、それが孤立した学びに陥らないよう、留意する必要がある。個別最適な学びの成果を協働的な学びに生かし、さらにその成果を個別最適な学びに還元するなど、個別最適な学びと協働的な学びの往還を実現することが必要である。
- したがって、目指すべき学びの在り方を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とする。
- 以上のことを踏まえ、各学校段階において以下のような学びの姿が実現することを目指す。

#### ①幼児教育

- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や特別な配慮を必要とする幼児への個別支援、質の評価を通じた PDCA サイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、良好な環境の下、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる。

#### ②義務教育

- 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。
- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な者に対する個別支援が充実され、多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 学校ならではの協働的な学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識が育まれている。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する者を含めた全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

### ③高等学校教育

- 各高等学校においては、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられるなど、生徒が高等学校在学中に、主権者の一人としての自覚を深めることを含め、自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されていることから、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担う等、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たしている。
- そのなかで、各高等学校においては、多様な生徒の興味・関心や特性、背景を踏まえて、特色・魅力ある教育活動が行われるとともに、特別な支援が必要な生徒に対する個別支援が充実しており、また、地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO 等と連携・協働することによって地域・社会の抱える課題の解決に向けた学びが学校内外で行われ、生徒が自立した学習者として自己の将来のイメージを持ち、高い学習意欲を持って学びに向かっている。
- 学校と社会とが連携・協働することにより、多様な子供たち一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されている。

#### ④各学校段階を通じた学び

- 幼児教育から小学校、中学校、高等学校、大学・社会といった段階を通じ、一貫して、自らの将来を見通し、社会の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて学び続けている。

#### (2) 教職員の姿

- 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供たち一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教職員と多様な専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- さらに、学校における働き方改革の実現により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

#### (3) 子供の学びや教職員を支える環境

- 小学校、中学校、高等学校段階における1人1台端末環境の実現や端末の持ち帰り、学校内の通信ネットワーク環境の整備、デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、全国津々浦々の学校において指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等がなされている。なお、特に高等学校段階においては、個人端末の持ち込み（Bring Your Own Device: BYOD）が進んでいることに留意しつつ、実態を踏まえて整備を進めていく必要がある。
- 平常時はもとより、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、不安なく学習を継続できるよう、老朽化対策やバリアフリー化、トイレの乾式化・洋式化、空調設備の設置等の学校施設の整備等により安全・安心な教育環境を確保しつつ、教職員配置の在り方を含め、新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校施設の複合化・共用化等の促進などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。

## 第Ⅱ部 各論

### 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 義務教育は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒に対し、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とするものである。社会が劇的に変化し先行き不透明な時代だからこそ、人材育成の基盤である義務教育は一層重要な意義を持つものであり、我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務である。
- 中央教育審議会の答申を踏まえ、平成18(2006)年の教育基本法改正により義務教育の目的が定められ(第5条2項)、続く平成19(2007)年の学校教育法改正により小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設(第21条)された。また、平成27(2015)年の学校教育法の改正等により小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組みが進展しつつある<sup>1</sup>。このような中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、義務教育9年間を見通した上で、指導方法や教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある。
- また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということ徹底する必要がある。このため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情を抱える多様な子供たちが、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが必要である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。

#### (2) 教育課程の在り方

##### ①学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生

<sup>1</sup> 文部科学省「令和元年度学校基本調査」によると、令和元(2019)年度の小中一貫教育を行う学校数は、義務教育学校が94校、小中一貫型小学校・中学校は、施設一体型が94校、施設隣接型が25校、施設分離型が407校、上記3類型に当てはまらないものが2校となっている。また、小中一貫教育の取組としては、軸となる独自教科の設定や区切りの節目を活用して成長を促す取組などが行われている。

きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。このため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。

- また、新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされており、その充実を図ることが必要である。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児教育において行われている体験活動や主体的な表現活動、環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れようとする学習を小学校以降にもつなげていくことが重要である。
- 小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。
- 小学校中・高学年以上の指導においては、各教科等における見方・考え方の理解に向けて徐々にその中核的な概念による指導を進めるとともに、体験活動と教科の内容との関連づけを自覚的に行えるように指導することが重要である。また、扱う情報が高度かつ大量になる小学校高学年以降においては、理解を重視した学習方略を活用させたりするなどの学習指導をしていくことも重要である。
- このため、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化、専門性を有する補助スタッフや研修の導入などが必要である。
- 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」においては、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。
- 学びに向かう力の育成は幼児期から成人までかけて徐々に進んでいくものであるが、初期の試行錯誤段階を経て、様々な学びの進め方や思考ツールなどを知り、経験していくことが重要である。とりわけ小学校中学年以降には学習の目標や教材、自己の達成状況を自覚し、計画を立て、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、指導することが大切であり、中学校においては小学校高学年までに身に付けた多様な学びの進め方を実践できる環境を整えることが必要である。
- また、キャリア教育の充実に当たっては、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習の時間において教科等を横断して自ら学習テーマ

を設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する活動などを充実していくことが求められる。この中で、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を肯定的に認識できるように働きかけたりするなど、教師が対話的なかわりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

## ② 補充的・発展的な学習指導について

### ア 補充的・発展的な学習指導

- 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。
- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている<sup>2</sup>。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。
- 補充的・発展的な学習を行う際には、例えば知識及び技能の習得に当たって、ICTを活用したドリル学習等を組み合わせていくことも考えられるが、併せて思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成も十分に行われるよう、計画的に指導を行うことが必要である。
- また、発展的な学習としては、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの協働的な学びが取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、協働的な学び合いを行い、またそ

<sup>2</sup> 規制改革・民間開放推進会議「規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15（2003）年3月28日閣議決定）フォローアップ結果」事項別措置概要一覧（平成16（2004）年3月31日現在）・3.教育・研究関係（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2004/0809/01.html>）において、平成15（2003）年に「学習指導要領等の一部改正を行い、学習指導要領に明示されている基礎的・基本的な内容を指導した上で、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に明示されていない内容を指導可能であることを明確にするとともに、個に応じた指導の充実のための指導方法の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導を加えた。」とされている。

の結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

#### イ 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導

- 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する教育については、古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸張する教育が考えられてきたが、近年は領域依存的な才能を伸長する教育や、2E (Twice-Exceptional) の児童生徒<sup>3</sup>に対する教育を考える方向に変化している。単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動は得意といった、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在するなかで、学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 一方で、これまでは、我が国の学校において特異な才能をどのように定義し、見出し、その能力を伸長していくのかという議論は十分に行われていない状況にある。
- このため、知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、大学や民間団体等が実施する学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施する必要がある。

#### ③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが

<sup>3</sup> 2E (Twice-Exceptional) の児童生徒とは、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒のこと。

重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。

- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保しつつ、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることも考えられる。

### （3）義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

#### ①小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供たち一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用と相俟って、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である<sup>4</sup>。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつ

<sup>4</sup> 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28（2016）年12月21日）において、「教科等の学習内容の理解をより深め、育成を目指す資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている」とし、「専科指導の充実、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である」と指摘されている。

つ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。

- 専科指導の対象とすべき教科については、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要があるが、グローバル化の進展や STEAM 教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討の具体化を図る必要がある。

## ②義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 現行制度においても、大学で最初に取得した教諭の免許状を基礎として、勤務経験と講習の受講の組み合わせによって他の学校種の教諭の免許状を取得すること<sup>5</sup>や、中学校教諭の免許状を保有する教員が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となる<sup>6</sup>など、教員免許状に係る学校間の垣根は低くなってきている。
- 教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を身に付けることが求められ、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。
- このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- また、一定の勤務経験を有する教師は一定の講習を受講することで他の学校種の教諭の免許状を取得することが可能だが、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数は、現状ではこの勤務年数として算定されていない。
- このため、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。

<sup>5</sup> 例えば、中学校教諭の普通免許状を有する者は、中学校での3年間の勤務経験と12単位分の認定講習等の受講によって小学校教諭2種免許状を取得することができる（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第8）。

<sup>6</sup> 例えば、中学校教諭の免許状を有する者は、小学校において、所持する中学校教諭の免許状の教科に相当する教科を教授することができる（中学校教諭の理科の教科の免許状を有していれば、小学校で理科の授業を行うことができるなど）（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第16条の5）。

## 7. 新時代の学びを支える環境整備について

### (1) 基本的な考え方

- Society5.0 時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要がある。また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する環境を整備することが喫緊の課題である。これらを踏まえ、「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

### (2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格<sup>7</sup>）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入など、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のための ICT 環境の整備を図るとともに、特別教室等への空調設備の設置促進など「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化を図ることが必要である。

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 義務教育9年間を見通しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）の蓄積・分析・利活用をはじめ、「1人1台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、教師の人材確保を含め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図るべきである。その際、施設整備については、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画<sup>8</sup>）を適宜見直しながら戦略的に行われることが重要となる。

<sup>7</sup> 新 JIS 規格とは、平成 11（1999）年に改正された「日本産業規格学校用家具－教室用机・椅子（JIS S 1021）」の通称。多様な教材などに対応できるよう机面の寸法を広げる、多様な学習形態に対応できるよう机面の大きさに自由度を設けるなどの改正が行われている。

<sup>8</sup> 「個別施設毎の長寿命化計画」の略称。国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25（2013）年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化等を目的として、各インフラ管理者が策定する計画。

## 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成 20 (2008) 年をピークに総人口が減少に転じ、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は平成 29 (2017) 年の 7,596 万人 (総人口に占める割合は 60.0%) が令和 22 (2040) 年には 5,978 万人 (53.9%) と減少することが推計されている。
- また、公立小中学校に目を向けると、令和元 (2019) 年度を起点とした過去 10 年間の状況では、学校数が 10% (3,215 校) 減少するとともに、児童生徒数も 10.2% (1,044,674 人) 減少し、一市町村一小学校一中学校等という市町村が 233 団体 (13.3%) となり、学校教育の維持が困難となる可能性も高まっている。その一方で、同期間において、交通網の整備などによる住宅開発等に伴い、児童生徒数の急激な増加が課題となっている地域も存在する<sup>9</sup>。
- このように、子供たちを取り巻く状況が変化しても、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現することが必要であり、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討していくことが必要である。

### (2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

#### ①公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。
- 統合等による学校・学級規模の確保については、義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合のほか、分校を活用することで低学年中学年は地域に身近な分校に、高学年はスクールバス等により本校に通う方法、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置など、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられる。その際、小規模校において児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点や小学校高学年からの教科担任制

<sup>9</sup> 平成 20 (2008) 年から令和元 (2019) 年の間に、31 学級以上の公立小学校が 327 校から 588 校に増加、31 学級以上の公立中学校が 228 校から 300 校に増加している (文部科学省「学校基本調査」)。

の導入も踏まえ、複数の学校（学校群）が連携して専科指導の充実を図る取組を継続的に支援する必要がある。

- 他方、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した地方公共団体においては、少人数を活かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等の取組により、小規模校のメリットを最大化し、そのデメリットを最小化することで、教育の魅力化・充実を行うことが必要である。
- また、児童生徒数の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消に取り組むことが求められている。

### ②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 平成 27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化<sup>10</sup>され、義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、優良事例の発掘や横展開を行うとともに、引き続き義務教育 9 年間を見通した教育課程編成を可能とする学校の裁量拡大を検討するなど、小中一貫教育を推進していくことが必要である。

### ③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから、「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。
- また、高等学校段階においては、中山間地域や離島などの地域に立地する複数の高等学校を含めたネットワークを構築し、遠隔授業を実施するなど、ICT も活用してそれぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とし、様々な教育資源を活用することによって、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うことが求められている。こうした取組を可能とするため、学校間連携の見直しや遠隔授業の推進を図り、複数の学校による連携・協働体制を整備するための制度的・財政的措置を講じることが必要である。

<sup>10</sup> 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）